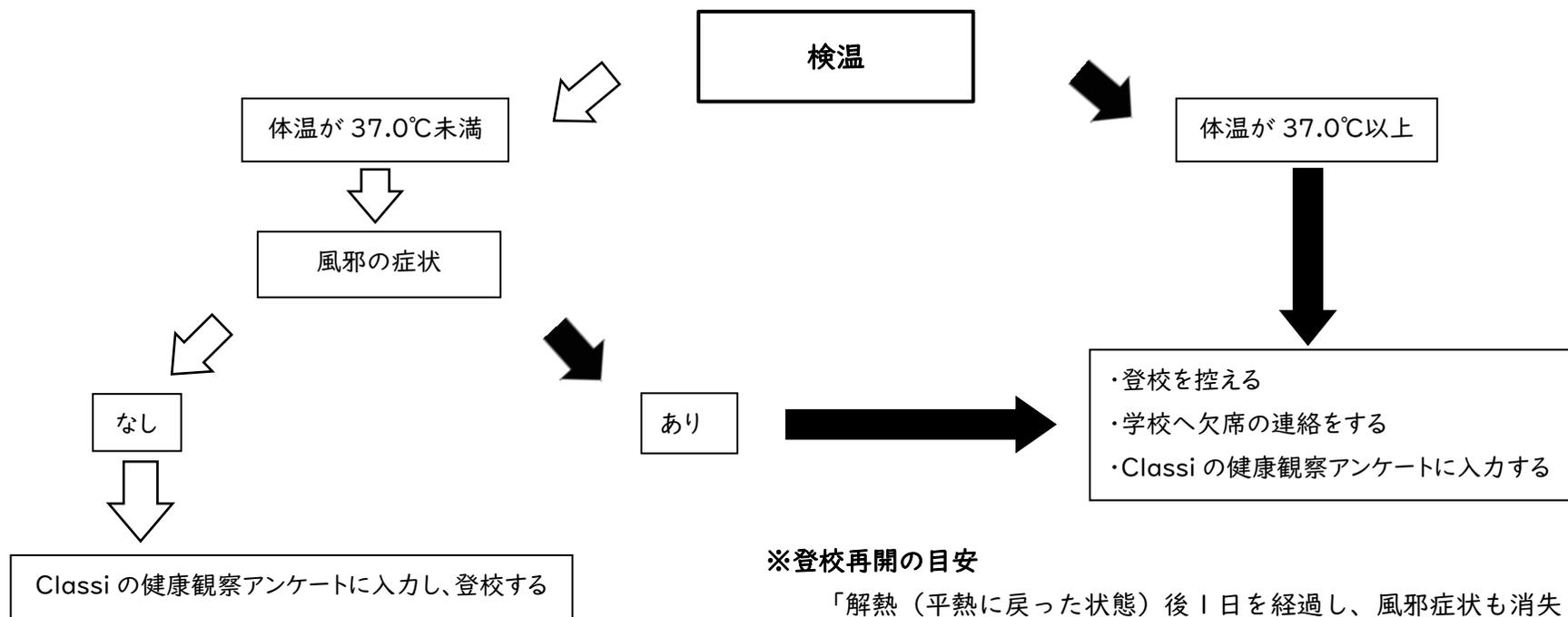


感染症への対応について(1) 毎日の健康観察

【健康観察】 健康観察の結果、37.0℃以上の発熱や風邪症状がある場合には登校を控える

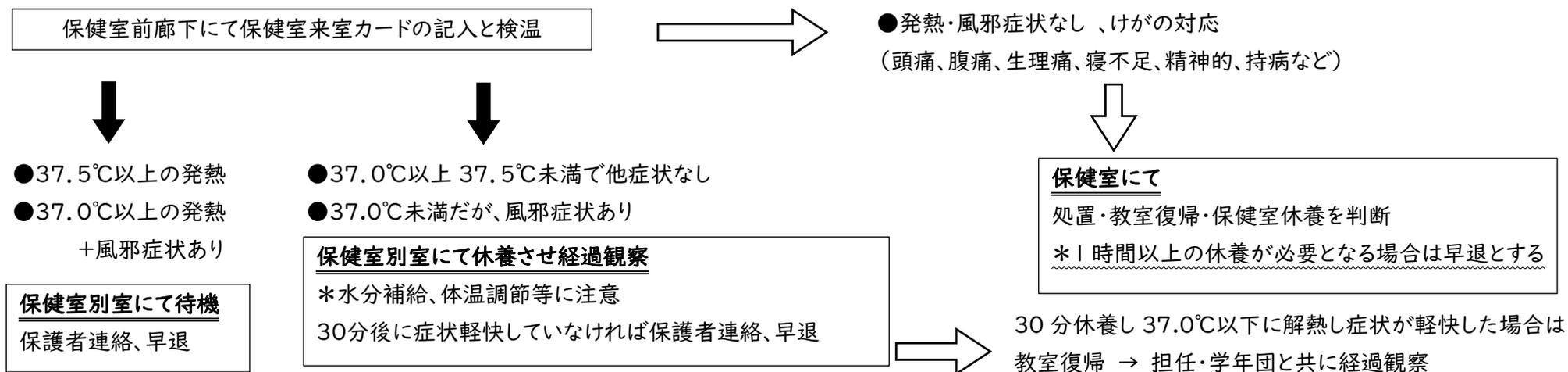


【登校後の流れ】

- ・正門前に立て看板を設置し、「朝、検温せずに登校した生徒は保健室へ行くこと」を指示 → 保健室にて養護教諭が対応する
- ・登校後の手洗い指導。待つときは足元のテープを目安に間隔をあけることも併せて指導する。
- ・朝礼時に健康観察アンケートの入力忘れがないか担任から確認。入力忘れがあればすぐに入力するよう指導する。
- ・入力できない状況の場合は健康観察表に記入させ回収する。
- ・登校後に体調不良がある生徒は保健室へ行くよう指導する。

感染症への対応について(2) 登校後の発熱や体調不良

【体調不良者への対応】



〈注意〉

・保健室前の廊下をスクリーニング場所とするので、保健室来室者が多い場合は、間隔をあけて待つよう指示する。

感染症への対応について(3) 新型コロナウイルス関連情報

*下線部をクリックしてください。

- [新型コロナウイルス感染症に関する出席停止についての届はこちら\(学校 HP\)](#)
- [新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口一覧\(令和2年7月28日時点\)\(兵庫県 HP\)](#)
- [感染予防や医療相談に関する一般の方向けQ&A・その他のQ&A\(厚生労働省 HP\)](#)
- [新型コロナウイルス 接触確認アプリの概要やQ&A\(厚生労働省 HP\)](#)
- [新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」の推進\(兵庫県 HP\)](#)

感染症への対応について(4) 学校運営ガイドライン

「新型コロナウイルス感染症 学校運営モデル(松蔭)」

兵庫県・神戸市の感染者数の動向、政府による緊急事態宣言、兵庫県の要請、通達その他の状況	本校の学校運営フェーズ(段階)	学校活動の内容
○政府要請や県の通達による一斉休校 ○県内・市内感染者 10 名以上 ○教職員、生徒の罹患・感染	一斉休校・臨時休校実施	オンライン在宅学習（登校日あり）
○県内・市内感染者 10 名未満 ○緊急事態宣言発令 ○特定警戒都道府県の指定	レベル3	分散授業 時差登校 短縮授業 *昼食なし
○県内・市内感染者 10 名未満 ○緊急事態宣言は発令されていないが、感染拡大に注意を要する状況	レベル2	分散授業 時差登校 短縮授業 *昼食は状況に応じて判断
○県内・市内感染者ゼロまたは少数	レベル1	一斉授業 *昼食あり *通常登校又は時差登校
○新型コロナウイルス感染症について特別の注意を要しない。	通常運営	通常の学校活動 (感染症流行時期にはマスク着用等の対策)

○ 2020 年 7 月 30 日時点で、本校は学校運営フェーズ「レベル2」として学校活動を行っています。

感染症への対応について(5) 関係者の罹患・感染

教職員または生徒に罹患・感染が確認された場合の対処の目処について

<感染・罹患の判明～第2日または第3日めまで学校対応>

○ただちに管理職による協議、判断により一次対応を行う。

＊一次対応:授業時間帯など在校中の場合、緊急下校。その他の場合、自宅待機指示。その他指示、連絡も含めて保護者連絡第1報(メルポコ)を配信する。

○校内「感染症対策連絡会議」を招集し、対応について協議、確認する。

○保健所の指導にもとづき、感染症にかかる対応を実施。また、事後の学校運営の見通しについて検討を行う。

＊感染、罹患状況の確認と濃厚接触者の特定。休校、学年閉鎖、学級閉鎖のいずれかの措置の判断と期間の調整、確認など。

＊2次、3次感染の防止(校内消毒とその後の感染対策)と、感染者とその家族の個人情報ならびに人権尊重を最優先事項とする。

＊関係機関、校医との協議のうえ、必要に応じて近隣学校園等への連絡、注意喚起などを行う。

○教職員は、校内または在宅勤務により「オンライン在宅学習」の準備を開始する。

○保護者連絡第2報(メルポコ)配信および生徒へのClassi配信(状況と今後の見通し、学習課題その他)

<第4日～第14日の学校対応(期間は状況に応じて判断)>

○「オンライン在宅学習」実施(全校休校の措置の場合、最長でも14日間を想定)

○校内「感染症対策連絡会議」は、感染状況について情報収集を行い、授業再開にかかる課題(感染防止策にかかる学校運営、心のケア等)を確認する。

また、保健所への連絡、相談と関係機関、校医との協議を継続し、適切に対処できるようにする。

<授業再開後の動き>

○登校を再開し、感染防止策を徹底して学校運営を継続する。

○万一、休校が長期化する場合(3月の全国一斉休校や緊急事態宣言の発令など)には、「オンライン在宅学習」を継続して実施する。その場合には、登校日を設定することがある。